

# 東京電機大学校友会・同窓会愛知県支部会則

平成9年11月24日 制定

平成12年12月9日 改訂

平成15年10月26日 改訂

平成23年5月29日 改訂

(名称)

第一条 本会は「東京電機大学校友会・同窓会愛知県支部」と称する。

(組織)

第二条 本会は愛知県に在住する、学校法人東京電機大学の設置する学校（前身の諸学校を含む）の卒業生を会員として組織する。

(目的)

第三条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展と郷土の振興に寄与する事を目的とする。

(事務局所在地)

第四条 本会の事務局は支部長が指名する所（愛知県内）に置くものとする。

(役員・及び定数)

第五条 本会には次の役員をおく。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 支部長  | 1名   |
| (2) 副支部長 | 1名以内 |
| (3) 会計監査 | 1名   |
| (4) 会計   | 1名   |
| (5) 幹事   | 若干名  |
| (6) 相談役  | 若干名  |

第六条 役員は総会において会員の中から互選し、その任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

(事業年度)

第七条 事業年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第八条 支部長は本会を代表し会務を統括する。

副支部長は支部長を補佐し、幹事は本会の運営にあたるものとする。

(会合)

第九条 本会の会合は次の通りとする。

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| (1) 総会     | 一年に一回支部長が招集し会務報告、その他必要事項を審議する。 |
| (2) 役員会    | 必要に応じて支部長が招集し、会務を処理する。         |
| (3) その他の会合 | 支部長が必要と認めた場合は、随時会合を招集する事ができる。  |

(議決)

第十条 総会、役員会ともに出席人員をもって成立し、この決議は出席人員の過半数の賛成をもって成立するものとする。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

ただし次の事項は出席者の3分の2以上の同意がなければ決議出来ないものとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 会の解散

(会費)

第十一条 本会の会費は原則として徴収しないものとする。

ただし、総会、役員会等に必要な経費はそのつど徴収するものとする。